

庄園領主支配と「住人等解」の成立

川 島 茂 裕

はじめに

本稿は、「住人等解」の成立契機を庄園領主側の要求という点から明らかにすることを主題とする。

この「住人等解」は、一一世紀中葉に史料上に出現し、近年の「人民闘争」史研究の中で日本中世農民闘争の第一段階を示すものであるといわれている⁽¹⁾。このような評価の先鞭をつけたのは、林屋辰三郎氏および立命館大学大学院古文書セミナーの参加諸氏であろう⁽²⁾。林屋氏らは、公式令に規定された「解」から一三世紀後半に成立する「百姓申状」までの下意上達文書の変遷を研究の主題とする。そして、「住人等解」については、そこに示された彼らの強い要求によって不輸・不入の特権が得ら

れたと述べている。この見解をうけて入間田宣夫氏⁽³⁾は、尾張国郡司百姓等解に代表される一〇世紀の国司苛政上訴闘争が一国規模であったのに対し、「住人(百姓)等解」は中世的郡郷・庄園を単位として差し出されていると指摘した。そのうえで、この変化を中世的村落共同体の形成に結びつけ、これを土台として「住人(百姓)等解」闘争が展開されたと捉えている。さらに、島田次郎氏⁽⁴⁾は、入間田氏の見解を基本的に継承し、「住人等解」段階と「百姓申状」段階を区分した。そして、前者から後者への移行を、住人集団から「百姓」集団Ⅱ「庄家」共同体、即ち中世前期共同体の形成と捉えることができると述べている⁽⁵⁾。

以上みたように、「住人等解」の成立契機は、中世的

な村落共同体の形成と不可分なものとして把握するのが最近の研究動向である。ところが、このような流れの中で見落されてきた視点があるのではないだろうか。それは庄園領主の側からみた「住人等解」の成立にたいする契機である。先にみた研究史に照らしてみれば、例えば林屋辰三郎氏らは、「決してその文書が生み出された歴史的背景は看過されてはならない」という正しい指摘をしながら、結果的には不輸・不入権を獲得する庄園領主側の「住人等解」の成立契機については明らかにしていない。入間田氏は、黒田日出男氏の国役等から逃れるために庄園領主と結びつこうとした住人等の「寄人化」闘争を「一面的」であると批判する⁽⁶⁾。入間田氏の場合、住人(百姓)等の中に在地領主層が含まれることを認めても、閉鎖的・排他的な村落結合を強調するあまり、彼らの要求の中に庄園領主のそれが含まれていたことは論理的に認め難くなるようである。そして、島田氏も、「住人等解」の中に庄官が名を連ねていることから庄園領主の「意向を予め含んでいた」とはいつても、一方で「在地性のつよい御庄下司が加わっていることは注目してよい」と述べるなど⁽⁸⁾、両者の関係について齟齬をきたして

いるように思う。さらに、概説的には、住人等が国役・収公の免除を要求する場合、庄園領主に「依拠」してとか、その權威を「背景」にしてとかいわれるようになってきた⁽⁹⁾。庄園領主が自らの利益を追求するために、「住人等解」を主体的に作成する、あるいは、させることはありえなかったであろうか。

本稿では、右のような研究史に対する批判に立って、「住人等解」の成立契機を庄園領主側から明らかにしてみたい。このような視角に立つ時、戸田芳夷氏の次の提起は重要である⁽¹⁰⁾。戸田氏は、解状なども含めて庄園文書の様式・文体・用語などの全国的な規格性・統一性、その担い手・手段・条件などを都鄙間関係の中で明らかにすべきであると述べた。本稿では、これをうけて一世紀中葉の東大寺領美濃国茜部庄を主なフィールドとして論ずる⁽¹¹⁾。

(1) 入間田宣夫氏「平安時代の村落と民衆の運動」(新岩波講座『日本歴史』四、岩波書店、一九七六年)、および佐藤和彦氏「中世の階級闘争と国家権力」(『南北朝内乱史論』東京大学出版会、一九七九年)。

(2) 林屋辰三郎氏・大学院古文书学ゼミナール「下意上達文書の交還」(『日本史学』創刊号、一九六八年四月)。

- (3) 入間田宜夫氏、前掲論文、および同氏「鎌倉前期における領主的土地所有と『百姓』支配の特質」(『歴史認識における人民闘争の視点』青木書店、一九七二年)。
- (4) 島田次郎氏「日本中世共同体試論」(『史潮』新四、一九七九年一月)。
- (5) 上記の外に「住人等解」について主題とした論文に次のものがある。斎藤利男氏「『住人・百姓等』と荘園制の形成」(『高野山史研究』二、一九七八年)、拙稿「中世成立期伊予国弓削島庄における住人等解闘争」(『史海』二五、一九七八年五月)。そして概説的に述べたものとして、稲垣泰彦氏「中世前期の農民闘争」(『日本中世社会史論』東京大学出版会、一九八一年)がある。
- (6) 黒田日出男氏「中世成立期の民衆意識と荘園体制」(『世界史認識と人民闘争史研究の課題』青木書店、一九七一年)。
- (7) 入間田宜夫氏「平安時代の村落と民衆の運動」、前掲論文。
- (8) 島田次郎氏「荘園文書・村落」(『日本古文書学講座』五、雄山閣、一九八一年)。
- (9) 稲垣泰彦氏、前掲書、二五〇頁など。
- (10) 戸田芳実氏「王朝都市と荘園体制」(新岩波講座『日本歴史』四、岩波書店、一九七六年)。
- (11) 茜部庄に関する研究は多い。さしあたり、小泉宣右氏「東大寺領茜部荘」(『岐阜県史』通史編 中世、第六章第二

節、一九六九年)を参照。

第一章 庄園領主東大寺と住人等解

第二節 王法仏法相依思想について

まず、天喜元(一〇五三)年七月 日付美濃国茜部庄司・住人等解案を掲げる(『岐阜県史』史料編 古代・中世三 茜部庄一一号文書、以下「茜一一号」のように略記する)。尚、本史料は、「住人等解」状のうちその内容が明らかになるものとしては一番古いものである(以下、本史料を「茜部庄住人等解」と略称する)。

(端書) (前カ)

別当進上庄解案文

東大寺美濃国茜部御庄司・住人等解 申請 寺家政所裁下事
請被特蒙鴻慈、奏聞事由於公家、改本四至、打傍示、令停
止檢田・收納・四度使入勤、裁免国郡差課色々雑役、偏勤
仕寺家恒例所課及御地子物弁状、

四至 東限 共河、南限尾張河、
西限平田御庄塙、北限三宅寺、

右、謹案事情、東大寺御所領諸国散所庄園收公荒廢尤道理也、
何者傍寺院別当多分令坐長任給者也、因之興法修理之勤、所
領庄園之愁、各期永年所被勤行也、其中於件大伽藍者、長吏

御任限四箇年矣、仍代代別当令補任給之後、寔雖有庄庄之愁、
 稱新任之由、專一不被奏公底、亦第二三年者、如走自過矣、
 亦於任終者、不幾任限之故、不被沙汰而止、如此遷替之間、
 寺家庄庄或以荒廢、或以収公、適雖有見作、代代国司収公也
 者、徒有勅施入之名、曾無寺家用之實、是即代々長吏遷替之
 所致也、不如於件庄庄引准傍例、須限四至、打傍示、令停止
 檢田・收納・四度使等之入勘、被裁免国郡差課之雜役也者、
 兼亦任前前兩度宣旨、被停止防河・造宮・御馬通送・官使上
 下向供給駄夫等之役者、方今王法・仏法相双、譬如車二輪・
 鳥二翼、若其一闕者、敢以不得飛輪、若○仏法者、何有王法
 乎、若無王法者、豈有仏法乎、仍興法之故王法最盛也、而今
 近代国司各忘憲法、為事利潤、而間収公寺院庄田、徵責官
 物・租稅、^(宛)負臨時雜役、虛用仏物・僧物、因茲、寺家庄園
 弥以荒廢、御寺大愁莫過於斯、望請 政所裁定、遠仰本願聖
 靈之遺勅、近慰末代庄園之愁吟矣、仍錄事狀、以解、

天喜元年七月 日 專当秦

別当守部

文屋

秦

物校校僧

右の茜部庄住人等解は、文書の形式上は「庄司・住人

等」が庄園領主東大寺を介して国使の入部停止・雜役賦課の免除等を要求したものである。ここでは、それらを要求する論拠がいくつか示されている。本章では、そのうち王法仏法相依思想について(第一節)、寺院別当の在職期間について(第二節)検討する。

はじめに、傍線④にみられるような王法仏法相依思想についてである。⁽²⁾ここでは、王法の具体的行為として国司による一方的な収公・雜役賦課に反対して、寺領を防御する仏法擁護の思想が表現されている。王法の発展のためには仏法の繁栄も欠くことはできないという両者の相即不離の関係を表現したものである。このような相依思想は、王法・仏法それぞれが並例的に表現したものと区別されるものである。

さて、このような点をふまえながら、平安時代における王法仏法相依思想が表現されている事例の管見にはいったものを次にあげておく。

- (ア) 保安四(一一二二)年七月朔日付白河法皇御告文案(『平安遺文』一九九三号文書、以下「平一一九九三号」のように略記する)。

- (イ) 保延二(一一三六)年六月 日付金剛峯寺奏状案

(平一補二一六号)。

(ウ) 応保二(一一六二)年一月 日付東寺門徒申状
案所引同年一〇月一九日付金剛峯寺解状(平一三二
三五・六号)。

(エ) 治承二(一一七八)年六月 日付紀伊国大伝法院
衆徒解案(平一三八三七号)。

(オ) 治承四(一一八〇)年二月 日付高倉上皇庁下
文所引同年一〇月 日付高野山(金剛峯寺)解状
(平一三九四六号)。

(カ) 寿永二(一一八三)年五月一九日付藤原兼実願文
(平一四〇八九号)。

(キ) 元暦二(一一八五)年正月一九日付僧文覚起請文
(平一四八九二号)。

右の事例から、第一に、王法仏法相依思想の成熟時期を検討する。天喜元(一〇五三)年の茜部庄住人等解を除外して、王法仏法相依思想が表現されているものは、(ウ)保安四(一一二三)年の白河法皇御告文案をはじめとして、一二世紀、特にこの後半期に集中的にあらわれてくる。したがって、王法仏法相依思想は、一二世紀以降に成熟した表現であり、天喜元(一〇五三)年の茜部庄住

人等解は「比較的早い時期」の事例である。⁽³⁾

茜部庄住人等解は、突出した位置を占めているのである。

第二に、同じく右の事例から、王法仏法相依思想の表現主体を明らかにする。みるように、(ウ)は白河法皇、(イ)は高野山金剛峯寺の衆徒等、(カ)は九条兼実、(キ)は文覚であり、茜部庄住人等解のように文書形式上住人等という主格は外にみあたらない。⁽⁴⁾この点においても茜部庄住人等解は異例である。

以上のように茜部庄住人等解に記された王法仏相依思想を他の用例と比較した結果、次のように論ずることができるであろう。すなわち、茜部庄住人等解は、文書形式上「庄司・住人等」が主格となって茜部庄から南都東大寺へ提出したものであるが、この前提に王法仏法相依思想が中央から茜部庄へ流布したというルートを想定すべきであるということである。王法仏法思想は、先に検討したようにその成熟時期と表現主格からみて、在地に発生し、そこで広範に流布した結果、中央に伝播したとは考えがたい。恐らくは一一世紀中葉の中央における末法思想の蔓延の中で醸成され、一二世紀に成熟したものであろう。その過程で在地に流布したと考えられる。し

〈45〉 庄園領主支配と「住人等解」の成立

たがって茜部庄住人等解は、文書形式上（茜部庄（在地）↓庄園領主東大寺（中央））というルートをとっているが、その前提に、王法仏法相依思想の（庄園領主（中央）↓茜部庄（在地））という流布ルートが想定される。このような両者間の「交通」によって住人等解が成立したのである。

第二節 寺院別当の在職期間について

前節では、王法仏法相依思想についてとりあげた。本節では、茜部庄住人等解の傍線⑩、あるいは傍線⑨で述べられている寺院別当の在職期間について検討する。

まず、傍線⑩では次のように主張されている。「件大伽藍」^{〔鑑〕}東大寺の別当の在職任期は四年間に限られているから、別当に補任された第一年月は新任であると称して「庄庄之愁」を上奏しようとする。第二・三年目は「如走自過」てしまう。四年目の「任終」においては「不幾任限之故」沙汰止みになる。だからこの間に寺領庄園が荒廃し、国司に収公されてしまう、と。東大寺別当が、短期間に遷替してしまうことによる寺領経営の無責任性、施策の恒常性のなさを嘆いているのである。

表 I 11世紀前半期東大寺別当在職期間

代数	別当名	補任年(西暦年)月・日	退任年(西暦年)月・日	退任理由	寺務期間(年)
56	済 信	寛弘 2 (1005) 12・26	同 3 (1006) 6・11	死 亡	1
57	澄 心	" 4 (1007) 4・ 7	長和 3 (1014) 2・25	"	7
58	清 寿	長和 3 (1014) 2・26	同 5 (1016) 4・27	"	2
59	深 覚	" 5 (1016) 5・16		辞 退	5
60	朝 晴	寛仁 4 (1020) 12・30	同 5 (1021) 4・ 1	死 亡	3 ヶ月
61	観 真	治安 3 (1023) 8・22	長元 2 (1029) 3・19	"	6
62	仁 海	長元 2 (1029) 6・23			4
63	済 慶	" 6 (1033) 2・20			5
64	深 観	長暦元 (1037) 12・29			12
65	尋 清	永承 4 (1049) 12・28	同 6 (1051) 3・21	辞 退	1
66	有 慶	" 6 (1051) 5・23			4
67	深 覚	天喜 3 (1055) 8・27			4

備考 (1) 本表は「東大寺別当次第」(『群書類従』所収)をもとにして作成した。
 (2) 「寺務期間」は「東大寺別当次第」中の記載をそのまま記した。

ここでは、そのような記述の背景となった東大寺別当の在職期間をみておきたい(表I、参照)。茜部庄住人等解が差し出された天喜元(一〇五三)年は、第六六代別当有慶の在職第二年目にあたっている。一一世紀初頭にまでさかのぼってみると、一〇年以上の在職者は、一二年間在職した第六四代別当の深観のみであり、彼を最長として、以下第五七代の澄心の七カ年である。反対に短期在職者の例として、三カ月間の寺務期間で死亡した第六〇代の朝晴、一年間で死亡した第五六代の済信、そして近くは有慶の前任者尋清が一年間で辞退している。

一一世紀初頭の第五六代済信から第六五代の尋清まで、平均すると東大寺別当の在職期間は約四年間である。この意味で茜部庄住人等解にみえる傍線⑤の記述は正確性をもつものであった。

次に、右の点を念頭に置きながら、傍線⑥を検討する。ここでは、東大寺別当が短期間で遷替してしまうことによる寺領の荒廃に対して、「傍寺院別当」の在職期間が長いが故に「興法修理之勤」と「所領庄園之愁」とが円滑に処理されると指摘されている。さて、ここに記されている「傍寺院」とは、先にとりあげた傍線⑥の「件大

伽藍^{〔監〕}が東大寺を指すことに疑いはないことからすれば、茜部庄近隣の寺院ではなく、茜部庄の本所にあたる南都東大寺からみた「傍寺院」を指すことに間違いはあるまい。とすれば、「傍寺院」は、興福寺を中心とした南都諸寺のことであろう。そこで以下では、とりあえず興福寺別当の在職期間をみてみたい(表II、参照)。

茜部庄住人等解が差し出された天喜元(一〇五三)年は、興福寺別当真範の在職九年目にあたっている。長期在職者は、永観元(九八三)年に補任された真喜の一七年、彼に次いで補された定澄の一六年間である。逆に短

表II 11世紀前半期興福寺別当在職期間

別当名	補任年(西暦年)	寺務期間(年)
真喜	永観元 (983)	17
定澄	長保2 (1000)	16
林懐	長和5 (1016)	8
快公	万寿元 (1024)	11
経救	長元8 (1035)	9
真範	寛徳元 (1044)	11
円縁	天喜3 (1055)	6

備考 (1) 本表は「興福寺別当次第」(『群書類従』所収)をもとにして作成した。
 (2) 「寺務期間」は「興福寺別当次第」中の「治〇〇年」とある記載をそのまま記した。

い例は、長和五(一〇一六)年に補任された林懐で、それでも八年間である。東大寺別当と比較した場合、平均で三倍にあたる一二年間余である。このことからすれば、傍線⑥の「多分令坐長任給者也」という記述も正当性をもつものである。⁽⁶⁾

したがって、茜部庄住人等解の傍線⑥および傍線⑦の東大寺と「傍寺院」Ⅱ興福寺別当の在職期間に関する記述は、両者ともに正しく認識されていたことの反映である。このような認識は、南都からの正確な情報伝播を前提にして成立したものであろう。

以上、本章では、茜部庄住人等解に記された王法仏法相依思想というイデオロギーの点と(第一節)、東大寺と興福寺の別当の在職期間という情報の点から(第二節)検討してきた。そこで得られた結論は、いずれも中央あるいは南都からのイデオロギー・情報の伝播・流布を前提として茜部庄住人等解にこれらが盛り込まれたということである。このような中央(庄園領主)から在地庄園への「交通」関係の中で住人等解が成立したのである。

ちなみに、茜部庄住人等解の起草者をあえて推測する

ならば、その末尾に名を連ねる傍線⑧「惣檢校僧」であろうか。茜部庄住人等解が差し出された天喜年間(一〇五三〜八年)頃には東大寺僧が各寺領庄園・杣に下向してきている。⁽⁷⁾ 彼はその一人ではないだろうか。

(1) 島田次郎氏「百姓愁訴闘争の歴史的 성격」(『歴史研究と階級的契機』、一九八〇年)、二一八〜一九頁、第二表・住人等解・百姓等申状、参照。

(2) 王法仏法相依思想に関する研究は多い。本稿では、黒田俊雄氏『日本中世の国家と宗教』XI章、岩波書店、一九七五年、に負うところが大きい。

(3) 黒田俊雄氏、前掲書、四六二頁。

(4) 永延二(九八八)年一月八日付尾張国郡司百姓等解(平一三三九号)の第二五条に「仏法王法」とあるが、これは相依思想の表現ではなく、単なる並列的用法である。

(5) 堀池春峰氏「鎌倉時代に於ける南都仏教の動向」(前篇)『南都仏教』二三・四、一九八〇年)。

(6) 興福寺の他に法隆寺別当の場合、長徳元(九九五)年に補任された長耀から、永承三(一〇四八)年に補され天喜元(一〇五三)年に在職六年目にあっている琳元の前住者親善まで、平均在職期間は、約八年である(『法隆寺別当次第』、『続群書類従』巻第百三、をもとにしながら換算)。東大寺と比較しても、やはり長期の在職である。

(7) 茜部庄としばしば並記され、同じ美濃国内に所在する

東大寺領大井庄に關して、嘉保三(一〇九六)年五月一二日付官宣旨案には「永承・天喜之間」のこととして「本寺使字六条威儀師」が庄官らと「同心合力」して公領を打ち籠めたという(茜一九三号)。加えて、同じ大井庄と東大寺領山城国玉井庄に關して、大石直正氏が指摘した住人等解・田堵等解に名を連ねる僧頼久が注目される。彼は、このような「莊園經營の専門家」の他に「封戸物の請負人」、「商品流通に關係の深い」東大寺僧であった(平安時代後期の徵稅機構と莊園制、『東北学院論集』歴史学・地理学、創刊号、一九七〇年)。尚、先の六条威儀師と僧頼久とは同一人物ではないだろうか。

東大寺領伊賀国黒田杣において、第一次天喜事件の際、「東大寺從儀師不知名」が「隨身數十人」を引率して出作地に赴き寺領化を図っている。さらに、この実否を確認するために「黒田村庄屋」に向向いた在庁官人らと應對したうちの一人は「本寺知事僧公秋」であった。加えて、彼らを襲撃したのは「寺家下部不知姓名男」であった(平一七〇四号)。尚、この第一次天喜事件については、拙稿「寛徳庄園整理令と天喜事件」(『日本史研究』二二七、一九八一年七月)参照。

東大寺領摂津国猪名庄の場合、僧善久は地子物未進に對して東大寺へ解状を差し出した中で「田舍罷下已及數^(月カ)」と記している(平一七三四号)。東大寺僧が地子物徵收のために猪名庄へ下向してきているのである。

以上のように、茜部庄住人等解が差し出された同時期に、同じ東大寺領の各庄・杣へ寺僧、特に威儀師・從儀師クラスが寺領經營のために下向してきている。そして住人等解に名を連ねている場合もあった。これらと同様に、茜部庄へ寺領經營のため東大寺の「惣檢校僧」が下向し、住人等解を起草したと考えてもよいのではないだろうか。

第二章 東大寺の堂舎修理と雜役・收公の免除

第一節 茜部庄住人等解の行方

本章は、茜部庄住人等解が作成された背景を庄園領主東大寺側から考察するが、この前提として本節ではこの住人等解がどのような行方をたどったのか、について明らかにする。

さて、茜部庄住人等解が差し出された六カ月後、東大寺は、天喜二(一〇五四)年正月二八日付で茜部・大井兩庄の收公と造内裏役の免除を要求する奏状を提出している。これは、同じ天喜二年二月二三日という日付をもつ二通の官宣旨案に引用されたものである。これら官宣旨のうち一通は、「^(領脱カ) 応令早任先例免除東大寺大井・茜部兩庄收公事」という事書をもち(以下、これを㊤宣旨と略記する(茜一一二号))、もう一通は、「^(領脱カ) 応早任前例免

除東大寺大井・茜部両庄宛課造内裏加徴納事」とある(領脱之)
 (以下、これを㊸宣言と略記する(茜部一四号))。これら二通の官宣言(案)に引用された東大寺奏状は、ともに同日付であり、内容も茜部・大井両庄についてのものであることから、収公免除要求か造内裏役免除要求かの違いはあっても、基本的には同趣旨のものであると考えてよからう。もともと一通であった東大寺奏状が、官宣言発給の段階で要約されたため字句が異なったのか、それとも東大寺が同日付で二通の奏状を提出したのか、不明であるが、両者連関をもつものであることは間違いない。このことを確認した上で、㊸宣言の本文の首部と本文の末尾を掲げる。

右、得彼寺去四月廿八日奏状傳、得両庄解決傳、謹案旧記、
 件両庄者、……(中略)……望請寺家裁、早経奏聞、被下
 給官使、永令停止収公田、又宛雜役者、如庄解決、且訴此之
(領脱之)
 処、纔所免除三分之一也、因之恒例法花大会新物既以不足、
 兼又寺家所司為請僧大衆等、多致耻辱者也、抑有慶執行寺家
 之後、庄司度々訴申此旨、且以寺家使、雖令觸国幸、敢不承
 諾者、何廻計略乎、望請官裁、早賜官使於国司、任勅施入之
 起請旨、打定四至勝示、不論芒熟、永被停止○公・勘徴之煩、
(免)
收

弥致誓護国家之勤者、右大臣宣、奉勅、官仰彼国、早任先例、
 令免除者、国宣承知、依宣行之、

これによれば、正月二八日付東大寺奏状は、傍線①に「得両庄解決傳、……者、如庄解決」とあるように、茜部・大井両庄解決を引用して収公免除の要求を出しているわけである。このうち大井庄解決にあたるものはみあたらないが、茜部庄解決は、これまで検討してきた天喜元(一〇五三)年七月の茜部庄住人等解であろう。

その理由の第一は、収公を要求した論拠が表現まで含めて類似・共通していることである。例一、先例としての宣言について、茜部庄住人等解は傍線②に次のように記している。

兼亦任前前両度宣言、被停止防河・造宮・御馬・遞送・官使上
 下向供給駄・夫等之役者、

一方、東大寺奏状が引用する「両庄解決」には、
(免)
 如申宣言、於国内、不論權門庄園・不輸祖田、宛負御馬・遞送、
(管)
 宦使供給・借馬・夫役等了、

とある。例二、例一にも掲げたが、茜部庄住人等解が収公の免除要求の先例した宣言を「前前両度宣言」と記している。「両度」つまり二度宣言が下されているという

のである。これにたいして、東大寺奏状が引用する「両庄解状」には、

近則後朱雀院御宇之時、国司大江定経朝臣任、収公庄田之日、
前別当大僧部深^(親)具注子細、経奏聞了、重賜^(幸)官符於国^(幸)、早
令停止^(庄限)収公田、臨時雑役先畢、

とある。ここでも「重」ねて、つまり二度官符⁽²⁾宣旨⁽²⁾が下されたことを先例としているのである。これら前者の「前前両度宣旨」と後者の「重賜官符」とはそれぞれ同じ宣旨⁽³⁾(「宣符」)を指しているのであろう。そして、理由の第二として、茜部庄住人等解の上奏要求にしたがって、実際に東大寺が上奏していることである。茜部庄住人等解の傍線④に「奏聞事由於公家」という上奏要求をうけて東大寺奏状が提出されたのであった。そして、これに關係して茜部庄住人等解の端書・傍線⑤に「^(前之)別当進上庄解案文」とあることにも注意する必要があるだろう。これは一つには、茜部庄住人等解の正文が証拠文書として東大寺奏状とともに提出されたことを示したものである。二つ目には、一つ目と關係して、これまで検討を加えてきた茜部庄住人等解は、東大寺が上奏し正文を提出する際に写されたものであるということである。

そして三つ目には、『岐阜県史』の解説・推定のように「副別当」と復元されるのが正しいとすれば、東大寺別当有慶の次代の別当覚深(源)の時にこの茜部庄住人等解案が整理され端書が付されたということである。以上、二つ目・三つ目はやや蛇足的ではあるが、これらによって、茜部庄住人等解が東大寺奏状が引用する「両庄解状」の一部を構成していたことの一根拠になると思う。

加えて、理由の第三として、茜部庄住人等解が天喜元年(一〇五三)年七月に出され東大寺奏状が翌年正月に上奏されたという時間的経過もあげることができるだろう。以上によって、これまで検討を加えてきた天喜元年七月の茜部庄住人等解が、大井庄解(これは現存していないが)と共に東大寺によって「両庄解状」として一括され、天喜二年正月に提出された東大寺奏状の一部を構成していたことが明らかになったと思う⁽⁴⁾。したがって、④宣旨、および⑤宣旨に収められた天喜二年正月二八日付の東大寺奏状の内容を検討することによって、茜部庄住人等解が作成された背景を明らかにすることができるだろう。このことを換言すれば、「住人等解」の成立契機を庄園領主東大寺側の要求から捉えるという本稿の主題

を明らかにすることでもある。

第二節 東大寺法花会と堂舎修理

第一項 法花会祈の供給について

ここでは、茜部庄住人等解が作成された背景を東大寺の法花会の営修とその供給祈の充当という点からとりあげる。

さて、④宣言に収められた東大寺奏状が引用する「両庄解状」には、次のように記されている。

以件等庄地利、宛用寺家法花大会聴衆法用供養祈等、已経數百年也、抑件大会者、本願聖皇為興澄〔德〕弘法・鎮護國家、新下勅宣、始自天平十八年、為御寺大会、所被宣是也、仍徵納地利、每運送支配会祈、又年序多積、

右によれば、茜部・大井両庄は、東大寺の法花会祈を供給するために設定されたというのである。このことは、信憑性に問題はあるが弘仁九（八一八）年三月二十七日付酒人内親王施入状（茜一―号）にも述べられ、また、天德四（九六〇）年二月二十七日付太政官牒にも「抑件茜部庄者、元是笠原親王所領也、而為酬功德所施入也、則以其所出物、充件会僧布施、従当初至于今、更無他過」

とある（茜一四号）。この法花会祈を供給するため、というのが収公免除を要求する際の一つの論拠となっているのである。そして、先の「両庄解状」を引用した後、東大寺は奏状の中で繰り返し、

因之恒例法花大会祈物既以不足、兼又寺家所司為請僧大衆等、多致耻辱者也、

と強調し、収公の免除を要求している。さらに、同様の主張はこれまでとりあげてきた④宣言と同日付で下された⑤宣言所引の天喜二（一〇五四）年正月二十八日付東大寺奏状の中にも次のように記されている。

就中件二庄者、寺家恒例御願法花会講師・聴衆四十人・堅義〔德〕者五人等布施供養祈哉、

茜部・大井両庄に賦課された造内裏役の免除を要求するに際して、ここでも東大寺法花会祈の供給がその論拠となつていたのである。

以上のように、茜部庄住人等解によって収公・雑役免除の要求が出された背景には、東大寺法花会の営修があったのである。そして、これを一つの論拠として、収公・雑役免除の要求が主張されたのである。茜部庄住人等解には直接的には記されていないが、傍線⑤の「寺

家恒例所課」がそれにあたるのではないだろうか。ただし、東大寺法花会は「恒例」であるので、これのみの論拠で茜部庄の雑役・収公が免除されたとは考えがたい。この天喜年間頃に個々の事情が存したことであろう。次にこの問題を東大寺の堂舎修理という点から考察する。

第二項 東大寺の堂舎修理について

⑨宣旨所引正月二八日付東大寺奏状には次のように記されている。

而當時国宰背本願聖迹、違先帝勅宣、恣收公伴庄、宛課官物・雑役、并四箇年之間、遁避彼国御封、不并濟於寺家矣、因之恒例寺務・常燈仏供・修理造作之事殆可闕怠、

右の「修理造作之事」というのは、東大寺堂舎のそれをさしていると考えられる。実際に東大寺は、天喜四（一〇五六）年から康平元（一〇五八）年にわたって大規模な堂舎修理を施行しているからである。その規模は次の通りである。

天喜四年の場合——修理箇所一八件、所用米一四〇〇石余、木工等動員数のべ二一〇〇人。

天喜五年の場合——修理箇所二五件、所用米一五五〇石余、動員数二四〇〇人余。

康平元年（一〇月一〇日以前だけでも）の場合

——修理箇所一六件、所用米四二五〇石余、動員数五五〇〇人余。

このような三カ年間にわたる東大寺の堂舎大修理は、都合、修理箇所五九件、所用米七二〇〇石余、木工等動員数一万余であった。⁽⁶⁾このような大規模な堂舎修理の諸費用を調達するために、東大寺は数年前から準備したことであろう。⁽⁷⁾寺領の各庄園・杣について東大寺は、これを論拠として雑役・収公の免除要求を出している。⁽⁸⁾茜部庄におけるこれらの要求は、天喜、康平年間における東大寺の堂舎修理を背景として主張されたものである。⁽⁹⁾

さて、茜部庄住人等解において先に検討したように（第一章第二節）、傍線⑥で「傍寺院別当」の在職期間が長く「興法修理之勤」等が円滑に処理されるのに対し、東大寺では傍線⑩「長吏御任限四箇年」であるので寺領が収公され荒廃状態にあると記されていた。東大寺別当は、「東大寺の伽藍の修理・造頭に力をすべき」であり、「東大寺の堂舎の修造に尽力する人でないと別当として適任者でない」といわれている。⁽¹⁰⁾このことからすれば、茜部庄住人等解の記載は、東大寺の堂舎修理に関連して

述べたものであることが明らかである。そして、天喜四(一〇五六)年頃から大規模な堂舎修理が開始されるといふ時期からみれば、右の茜部庄住人等解の記載は、恒常的な堂舎修理について述べたものではなく、来るべきこの堂舎大修理に向けて主張されたものであることも明らかである。

本項では茜部庄住人等解が、数年後に控えた東大寺の堂舎大修理を背景として出されたものであることを明らかにしてきた。そして、これを一つの論拠として収公の免除要求が出されたのであった。

以上、本章では、まず天喜元年七月の茜部庄住人等解が、翌年正月に提出された東大寺奏状の一部として構成されていたことを明らかにした(第一節)。そして、この東大寺奏状を主に検討することによって、これらが出された背景には東大寺の法花会営修と堂舎大修理があったことを明らかにしてきた。東大寺はこれらの供給・費用を調達するために収公・雑役の免除要求を出したのである(第二節)。

(一) 本文中に引用した史料では「去四月」とあり、傍註に「(ヤ、)」と付されているが、⑩宣旨所引東大寺奏状では

「去正月」とあることから、「正月」の誤写であろう。尚、『平安遺文』では同史料の傍註に「(正カ)」と付されている(平一七一号)。

(2) 古文書学上の概念でいえば、官符と宣旨は区別されるが、当時は混称される例がしばしばみられることから、これら「官符」と「宣旨」の表記上の違いにこだわる必要はない。尚、富田正弘氏「中世公家政治文書の再検討」(『歴史公論』四一〇、一九七八年一〇月)を参照。

(3) これら二つのうち一つは⑩宣旨から長久元年十一月二八日付官宣旨であることが明らかになる。尚、この案文が残されている(茜一七号)。

(4) 島田次郎氏は、「両庄解状」を「百姓」愁訴史料と捉え、一方、茜部庄住人等解を「住人等解・百姓等申状」とし、両者を質的に区別している(『百姓愁訴闘争の歴史的性格』付載、第一表、二二七頁、および同第二表、二一八頁、前掲論文)。しかし、本文中で明らかにしたように「両庄解状」のうち一つは、茜部庄住人等解である。

(5) 「堅義」は、「王法、仏法の隆昌を祈らんが為に、広く内外の典籍に互り、以て天台円教の奥義を發揮する論議を云ふ」といわれている(『聖徳太子傳』、『広学堅義』の項。尚、傍点は引用者が付したものである)。このことからすれば、先に検討した茜部庄住人等解の王法仏法相依思想は(第一章第一節)、末法思想の蔓延に際して記載されたことに加えて、東大寺法花会の営修に關して述べられた

と考えることができるのかもれない。

(6) 浅香年木氏『日本古代手工業史の研究』第三章第二節、法政大学出版局、一九七一年。

(7) 浅香年木氏によれば、平安初期の造東大寺所が修理財源として旧造寺司から引きついた封戸は九〇〇戸であり、ここから見込まれる年間収入は准米二〇五〇石余であるという。そして、「かりに収取が完全に行なわれたとすれば」という前提のもとで、「天喜・康平年頃の年間修造費が約一四〇〇石前後であることから考えて、(中略)通常の修造費を充分に支えるに足る財源であったといえる」と述べている(前掲書、二二七頁)。つまり、天喜四(一〇五六)年から康平元(一〇五八)年にわたる堂舎の修理費用は、数年前からの準備・蓄積なしに、当年分の封戸収入のみによって充分捻出できたというわけである。しかし、三カ年分の所用米の合計は、浅香氏の算出したがえば七二〇〇石余であり、一カ年分の封戸収入は、これも浅香氏の見解にしたがえば二〇五〇石余である。このことからすれば当年分の封戸収入のみによっては充填できない計算となる(7200+2050=9250)。この場合、一つには、所用米四二五〇石を費やした康平元年については、一〇月一〇日以前の數値であり、これ以後の修造費用は含まれていないということに注意すべきである。そして二つ目には、浅香氏は、「かりに収取が完全に行なわれていたとすれば」という前提のもとで算出しているということである。当時の封戸制

の衰退状況からすれば、とうてい年間収入二〇五〇石余は見込まれない。やはり、堂舎の大修理は数年前から準備されたと考える方が自然であろう。

(8) 天喜二(一〇五四)年二月三日付官宣旨所引同年同月一二日付東大寺奏状によれば、東大寺は山城国玉井庄に賦課された造内裏役の免除を要求する際、次のように記している(平一七〇九号)。

如此公事無隙之間、擬送散庄住人等、因之擁滞恒例寺務、堂舎修理并御食供働等矣、

そして、天喜四(一〇五六)年閏三月二六日付官宣旨案所引天喜三年二月二日付東大寺奏状によれば、東大寺は伊賀国板繩・玉滝・黒田柚、および美濃国西部・大井庄の国使不入・国役免除を要求する際、次のように主張している(茜一二号)。

倩案旧記、以件柚材木并庄々所出土産之物、多支大破、修理、依是不入国使、不仰国役也、(中略)抑寺家建立之後、及三百余歳、仏事澆薄、僧侶廢亡、因茲、雨露難駐、風霜易浸、当于斯時、以件柚并庄々等所出物、修理破壊、供養仏僧、更無矯飭、蓋蒙天恩矣、

みたように、東大寺は寺領の雑役・収公免除を要求する際、堂舎修理を一つの論拠としていたのである。

(9) 長久元(一〇四〇)年一月二八日付官宣旨案所引同年一〇月三日付東大寺奏状によれば、この時も東大寺は「堂舎修理」を一論拠として雑役の免除要求を出している

(茜一七号)。

(10) 平岡定海氏『東大寺の歴史』至文堂、一九六一年、七五・七三頁。

おわりに

本稿では、東大寺領美濃国茜部庄をフィールドとして庄園領主側から住人等解の成立契機について論じてきた。そこで得られた結論は次のようにまとめることができるであろう。

a、天喜元(一〇五三)年七月 日付茜部庄司・住人等解は、王法弘法相依思想・寺院別当の在職期間の記述からみて、庄園領主東大寺からの「交通」関係の中で成立した。

b、この背景には、東大寺の法花会の営修という恒例仏事とこの他特に当時準備されつつあった堂舎の大修理があり、これらを論拠として収公・雑役の免除が要求されたのであった。

さて、右のような結論から、はじめに整理したような「住人(百姓)等解」に関する研究史に対して次のように論ずることが出来るだろう。すなわち、研究史の流れ

は、庄園領主による在地支配を除外して、在地の村落結合を強調するものである。庄園領主支配は、「住人(百姓)等」の影にあって、「依拠」とか「背景」とか称されてきた。本稿では、右の流れに対する批判にたつて、「住人等解」における庄園制支配の貫徹という点の見直を主張するものである。もちろん、各論者が庄園制支配の問題を全く見落しているとは論断するつもりは毛頭ない。しかし、「住人(百姓)等解」を論ずるにあたって村落結合を強調するあまり、この問題を論理の枠外にやられてしまったのではないかと思ふ本稿をまとめた次第である。

さて、筆者は、古代から中世への移行を把握するにあつて、その大きな転換点の一つである一一世紀中葉に注目してきた。この時期は、「前期王朝国家体制」から「後期王朝国家体制」への移行期、あるいは、「撰関政治」から中世の出発点といわれる院政期への移行期でもある。この変革期の全体像を捉えるにあつてとりあえずの研究の方法として、①国司・国衙の在地・庄園支配、②庄園領主の在地・庄園支配、③これらに對抗、あるいは同調した在地(農民)の動向、という三つに分け、これら大別した三者の複雑な相克・絡み合いの中から論じてい

きたいと考えてきた。そのために、前稿において東大寺領伊賀国黒田杣を主なフィールドとして①について論じてきた⁽²⁾。本稿ではこの続編として②について論述してきたものである。残された課題は、③の在地(農民)の動向である。これについては別の機会に論ずる予定である。

(1) 坂本賞三氏『日本王朝国家体制論』東京大学出版会、一九七二年。

(2) 拙稿「寛徳庄園整理令と天喜事件」、前掲論文。

(一九八二年二月八日脱稿)(一橋大学助手)